

利用券の交付を受けられるのは？（交付対象者）

南島原市に住所を有し、現に居住している人で、次のいずれかに該当する人です。

※ いずれも、**自ら自動車等(原動機付自転車を含む)を運転しない人**が対象です。

●75歳以上の人

●75歳未満の人で、次のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳の1～3級（視覚障害の人は1～6級）の交付を受けた人
- ② 療育手帳の交付を受けた人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級の交付を受けた人

自動車等の運転免許を自主返納した人に利用券を交付します！

令和4年4月1日以後に保有する**全ての免許の取消しを受けた人**（運転免許の自主返納者）に、交通費助成利用券24,000円分を交付します

※ 交付は1回限りです。

●申請には、何を持っていけばいいの？

申請による運転免許の取消通知書

（必ず、備考欄に「残免許無し」と記載があるか確認をお願いします。）

※ 代理人による申請もできます。上記の書類に加え、代理人の本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）をご持参ください。

※ 取消通知書を紛失された場合には、警察署で「申請取消照会回答書」として発行されますので、申請時にそちらをご持参ください。

令和5年度の手続きから
「運転経歴証明書」の添付は
不要となりました。

<重要>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集中受付に来られる方は、次の点にご留意ください。

○当日、体調不良などの自覚症状がある人は、来場をご遠慮ください。

※ 集中受付期間を過ぎても手続きは可能です。

○高齢者等重症化リスクが高い人は、代理申請もご検討ください。

※ 代理申請は本人及び代理人の確認書類があれば、家族以外の方でも可能です。

○ご来場の際は、マスク着用のご協力をお願いします。

お問い合わせ先

南島原市役所 南有馬庁舎 福祉保健部 福祉課 総務高齢班

電話：0957-73-6651